

標準引越運送約款

(平成二年運輸省告示第五百七十七号)
最終改正令和六年国土交通省告示第二百十号

目次

- 第一章 総則(第一条 第二条)
- 第二章 見積り(第三条)
- 第三章 運送の引受け(第四条 第五条)
- 第四章 荷物の引渡(第六条 第八条)
- 第五章 指図(第十三条 第十四条)
- 第六章 事故(第十五条 第十七条)
- 第七章 運賃等(第十八条 第二十一条)
- 第八章 責任(第二十二條 第二十九条)
- 第九章 附則

第一章 総則

第一条 (適用範囲) この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用される。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

第二条 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令又は一般の慣習により、

第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二章 見積り

第三条 (見積り) 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」という。)を行います。

見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

- 一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 三 荷物の受取日時及び引渡日
- 四 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
- 五 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
- 六 解約手数料の額
- 七 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
- 八 荷受人及び荷受人並びに当店が行う作業内容
- 九 その他見積りに関し必要な事項

第三章 運送の引受け

第四条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 二 運送に適する設備がないとき。
- 三 運送に法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 四 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 五 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。
 - 一 現金(有価証券、宝玉石、貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等)を有し、かつ、その運送に要する貴重品、火災類その他の危険物、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの。
 - 二 動物、植物、生きた動物、美術品、骨董品等運送に当たって特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することに適さないもの。
- 六 申込者が第八条第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないもの。

第四章 荷物の受取

第五条 当店は、荷物の利益を害しない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第五章 荷物の引渡し

第六条 当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。

(荷物の引渡しを行う日)

第七条 (荷造り) 荷物は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。ただし、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷受人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷受人の負担により必要な荷造りをします。

第八条 (荷物の種類及び性質の確認) 荷物は、荷物の種類及び性質を確認し、必要に応じて荷造りを行います。

第九条 前項の場合において、その種類及び性質につき荷受人が告げたことに疑いがあるときは、荷受人の同意を得てその立会いの上で、これを点検することがあります。

第十条 前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したものと異なるときは、このために生じた損害を賠償します。

第十一条 前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。

第六章 指図

第十二条 当店は、荷物の受取(以下「引渡先」という。)を確認することができるとき、又は荷受人等が荷物の受取を拒んだとき、若しくはその理由によりこれを受け取ることができるときは、遅滞なく荷受人に対し、相当の期間を定め、荷物の引渡しを求めます。

第十三条 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分は、費用は荷受人の負担とします。

第十四条 前項の規定にかかわらず、その指図に不従ったときは、費用は荷受人の負担とします。

第七章 事故

第十五条 (事故の際の措置) 当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

第十六条 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したときは、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延するときは、遅滞なく荷受人に対し、相当の期間を定め、荷物の引渡しの請求を求めます。

第十七条 前項の場合において、指図を待たないとき、又は当店の定められた期間内に指図がないときは、荷受人の利益のために、当店の裁量によって運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他適切な処分をします。

第十八条 前項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認める場合には、荷受人の指図に不従いすることがあります。

第十九条 前項の規定により指図に不従いしたときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

第二十条 当店は、荷物の一部が滅失又は損傷を発見したときは、荷受人の指図を求めず運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

第二十一条 当店は、荷物が危険物等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるものを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。

第二十二条 前項に規定する処分を要した費用は、荷受人の負担とします。

第二十三条 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

(事故証明書の発行)

第二十四条 当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日(滅失のときは見積書に記載した引渡日)から一年以内限り、事故証明書を発行します。

第八章 運賃等

第二十五条 (運賃及び料金) 運賃及び料金は並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりします。

第二十六条 運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二十七条 当店は、申し込みを受けた運送に付帯するサービスを付したときは、これに係る料金を収受します。

(運賃等の収受)

第二十八条 当店は、荷物を受け取る前に見積書に記載された支払方法により、荷受人から運賃等を収受します。

第二十九条 当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

- 一 運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 運賃等の合計額及びその内訳(運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。)
- 三 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
- 四 当店の名称、住所、電話番号及び問い合わせ窓口電話番号
- 五 その他運賃等の収受に必要事項

第三十条 前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後に当該内容に変更が生じた場合は、当該変更に応じて所要の修正を行います。

第三十一条 前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなった場合は、次の各号に基づき行います。

- 一 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積運賃等」という。)の合計額より少ない場合、実際に要する運賃等の合計額及びその内容を修正します。
- 二 実際に要する運賃等の合計額が見積運賃等を超えた場合、荷受人の責任による事由により見積運賃等の算出の基礎に変化が生じたときに限り、実際に要する運賃等の合計額及びその内容を修正します。

第三十二条 当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用します。

(事故等と運賃)

第三十三条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を収受し、並びに当店が既に付した運送及び引越運送に付帯するサービスに要した運賃等を収受します。

第三十四条 当店は、第十五条第二項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分による運賃、料金その他の費用を収受します。

第三十五条 当店は、荷物の一部が滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合において申込みに係る運送を続行した場合は、運賃等の全額を収受します。

第三十六条 当店は、第十五条第一項に規定する荷物の全部の滅失又は同条第二項に規定する荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合は、当該事故が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合において、当店が既に付した運送及び引越運送に付帯するサービスに要した運賃等を収受します。

第三十七条 第一項、第二項又は第四項の規定により当店が収受することとしている金額に充当し、余剰があるときは払い戻します。

(解約手数料又は延期手数料等)

第三十八条 当店は、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷受人の責任によるものであつて、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前々日、前日又は当日に行われたときに限り、第三項第三項の規定による確認を行わなければならない場合において、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

第三十九条 前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。

- 一 見積書に記載した受取日の前々日及び引越運送に要するものに限り、見積運賃等(料金にあつては、積み込み、取卸し、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限る。次号及び第三号において同じ)の二十パーセント以内
- 二 見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積運賃等の三十パーセント以内
- 三 見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積運賃等の五十パーセント以内

第四十条 解約の原因が荷受人の責任による場合には、解約手数料とは別に、当店が既に実施し、又は着手した付帯サービスに要した費用(見積書に記載したものに限り)を収受します。

第四十一条 第一項ただし書の規定は、前項の費用の収受について準用します。

第九章 責任

第四十二条 (責任と等証) 当店は、荷物の受取(荷造りを含む)から引渡し(開梱を含む)までの間にその荷物その他のものが滅失若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が、荷物の荷造り、開梱、受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第四十三条 当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 荷物の欠陥、自然の消耗
- 二 荷物の性質による発火、爆発、漏れ、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 ストライキ若しくはストライキ、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 予見できない異常な交通障害
- 六 地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 七 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 八 荷受人又は荷受人等の故意又は過失

(引渡制限荷物等に関する特別)

第四十四条 第四条第二項各号に掲げる荷物については、当店がその旨を知って引き受けた場合に限り、当店は、当該荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

第四十五条 貴重品、壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物(第四条第二項各号に掲げるものを除く)については、荷受人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、かつ、当店が過失なくその存在を知らなかつた場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかつたことにより生じた当該荷物の滅失若しくは損傷又は当該荷物により生じた他の荷物の滅失、損傷若しくは遅延について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第四十六条 荷物の一部の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

第四十七条 前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。

第四十八条 荷受人が第三号から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、当該荷物の運送に係る荷受人への荷物の引渡しの日から三月以内に、荷受人が第一項の通知を受けたときは、荷受人に対する当店の責任に係る第一項の期間は、荷受人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

(損害賠償の額)

第四十九条 当店は、荷物の滅失又は損傷により直接生じた損害を賠償します。

第五十条 当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。

- 一 見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかつたとき、受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 二 見積書に記載した引渡日に荷物の引渡しをしなかつたとき、引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 三 第一号及び第二号が同時に生じたとき、受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

第五十一条 前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、当店は、それにより生じた損害を賠償します。

(除外期間)

第五十二条 荷物の滅失、損傷又は遅延についての当店の責任は、荷物の引渡しがされた日(荷物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しが行われた日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

第五十三条 荷受人が第三号から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、荷受人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷受人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷受人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

(連絡運輸)

第五十四条 当店は、荷物の引渡し後、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当店が負います。

第五十五条 (荷受人又は荷受人等の賠償責任)

第五十六条 荷受人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷受人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかつたときは、又は当店がこれを知つたときは、この限りではありません。

(施行期日)

第五十七条 この告示は、令和六年六月一日から施行する。

(経過措置)

第五十八条 この告示の施行前に締結された運送約款に係る標準引越運送約款の適用については、なお従前の例による。